

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コスモ夢舞台
- 3 代表者の氏名
佐藤 賢太郎
- 4 主たる事務所の所在地
東蒲原郡阿賀町豊実乙1036
- 5 定款に記載された目的
この法人は、活力ある地域づくりと個人の活力再生に関する事業を行い、少子高齢化の進む過疎地域と都市との交流を促進することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 社会教育の推進を図る活動
 - (6) 経済活動の活性化を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(権能) 第23条 (略) (1) ~ (3) (略) (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 (6) ~ (9)	(権能) 第23条 (略) (1) ~ (3) (略) (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6) ~ (9)
(権能) 第32条 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 事業計画及び活動予算の変更 (4) (略)	(権能) 第32条 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 事業計画及び収支予算の変更 (4) (略)
(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

<p>い。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第49条 この法人の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>に始まり<u>翌年3月31日</u>に終わる。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>い。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第49条 この法人の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>に始まり<u>12月31日</u>に終わる。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
--	---